

横浜市金沢産業振興センタークラブ棟等外壁等改修工事 特記仕様書

1-1 件名	横浜市金沢産業振興センタークラブ棟等外壁等改修工事
1-2 履行場所	横浜市金沢区福浦一丁目5番2 横浜市金沢産業振興センター
1-3 履行期間	契約締結日から令和7年10月31日まで
1-4 工事の目的	クラブ棟の屋上床、壁面及び排水溝等の改修工事を行う。
1-5 現場責任者	現場責任者は、建築設備の取り扱いに精通した者とする。
1-6 共通仕様	図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。 ※「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」 （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」 （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」 （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※「建築工事標準詳細図」（最新版） （国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修） ※「公共建築工事（改修工事）標準仕様書」（最新版） （国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修） ※「横浜市住宅建設工事特記仕様書」 ※「横浜市公共住宅改修工事特記仕様書」 ※「横浜市建築工事特記仕様書」 ※「横浜市建築改修工事特記仕様書」 ※「横浜市木造建築工事特記仕様書」 ※「横浜市解体工事特記仕様書」 ※「横浜市建築局監修：電気設備工事施工マニュアル」 ※「横浜市建築局監修：機械設備工事施工マニュアル」
1-7 改修内容	改修工事の主な内容は、次のとおり 1 クラブ棟劣化箇所改修工事 （1）屋上床補修工事 ア 仮設養生費 H1,000 プラバリケード 1式 イ タイル目地見切コンクリートカッター処理 174m ウ 破損部位斫り工事 破損・欠損箇所のみ 62.5 m² エ 下地洗浄・清掃 62.5 m² オ プライマー塗布及びワイヤーメッシュ敷き込み 62.5 m²

カ コンクリート打設 金鋸押さえ仕上げ 62.5 m²
キ 段差解消スロープ仕上げ 1 箇所
ク ウレタンプライマー塗布 62.5 m²
ケ ウレタン塗膜防水材塗布 62.5 m²
コ 保護トップコート材塗布 62.5 m²
サ 雑材料費 1 式
シ 養生及び消耗品費 1 式

(2) 壁面及び排水溝改修工事

ア 高圧洗浄処理 1 式
イ クラック部Uカット・コーキング充填 28.5m
ウ 同上面部分塗装処理 1 式
エ 排水ドレーン改修(サブグラウンド側) 1 箇所
オ 排水溝 ウレタン塗膜防水材塗布 W500 52.3m
カ ドレーンキャップ交換 1 箇所
キ 養生及び消耗品費 1 式

(3) 外装改修工事

ア 雨樋劣化箇所改修 1 箇所
イ 鉄扉ケレン及びサンダー掛け(大扉) 4 箇所
ウ 2液エポキシ系錆止め塗装 2回塗 1 式
エ 2液シリコン系仕上塗装 2回塗 1 式
オ 枠等改修塗装 1 式
カ 養生及び消耗品費 1 式

(4) 発生材・残材処分費 1 式

2 サービス棟劣化箇所修繕工事

(1) 屋上ウレタン防水補修工事

ア 高圧洗浄処理 250 m²
イ 下地補修及びウレタンコーキング充填 1 式
ウ 屋上排水ドレン改修 鉛ドレン使用 4 箇所
エ 床面 微弾性フィラー・シリコン系上塗 159 m²
オ 壁面 微弾性フィラー・シリコン系上塗 91 m²
カ トップライト端部変性シリコンシーリング処理 182m
キ 2階バルコニー排水ドレン改修 鉛ドレン使用 1 箇所
ク 雑材料 1 式
ケ 養生及び消耗品費 1 式

(2) 雨樋・外装補修工事

ア 鋼製フレーム腐食箇所ケレン処理 1 式
イ 変性シリコンコーキング充填 1 式
ウ 同上箇所錆止め及びシリコン仕上塗装 1 式
エ 屋外階段裏腐食箇所補修塗装 1 箇所
オ 雨樋破損部補修及び塗装 1 箇所
カ 1階北面ガラスブロック端部補修 1 式
キ 枠等補修塗装 1 式
ク 柱下端部タイル目地補修 1 式

ケ 養生及び消耗品費 1 式

(3) 発生材・残材処分費 1 式

3 体育館劣化箇所修繕工事

(1) バルコニー等防水・塗装工事

ア 高圧洗浄処理 1 式

イ 排水ドレン改修 鉛ドレン使用 2 箇所

ウ バルコニー ウレタン塗膜防水材塗布 22.5 m²

エ 1 階廊下カーテンボックス塗装工事 W300 20.3 m²

オ 1 階屋上分電盤塗装工事 1 台

カ 養生及び消耗品費 1 式

(2) 外装修繕工事

ア 屋上笠木調整「及び端部コーキング処理 1 式

イ 2 階南側ファンルーム扉建付け調整 1 扉

ウ 同上箇所アルミ FB 及び気密パッキン固定 1 扉

エ 南側インターロッキング研磨・段差調整 1 式

オ タイル目地高圧洗浄・補修 2 箇所

カ 雨樋バンド及び鉄管補修塗装 1 式

キ 養生及び消耗品費 1 式

(3) 発生材・残材処分費 1 式

4 メイン棟劣化箇所修繕工事

(1) 屋上ウレタン防水補修工事

ア 下地補修及びウレタンコーキング充填 4 箇所

イ ウレタンプライマー塗布 4 箇所 1 式

ウ ウレタン塗膜防水材塗布 4 箇所 1 式

エ 保護トップコート材塗布 4 箇所 1 式

オ 3 階トップライトコーキングボルト固定部充填 12 面

カ 雑材料費 1 式

キ 養生及び消耗品費 1 式

(2) 雨樋・建具補修工事

ア 階段室北側雨樋及び金具下地処理 1 式

イ 同上錆止め及びシリコン仕上塗装 1 式

ウ 屋上架台腐食箇所補修塗装 1 箇所

エ 3 階バルコニー出入口端部コーキング処理 1 式

オ 3 階バルコニーガラスブロック目地コーキング処理 1 台

カ 養生及び消耗品費 1 式

(3) 外構等補修工事

ア 犬走り石板目地段差補修 1 箇所

イ 北側マンホール端部段差解消 1 箇所

ウ 北側階段補修・固定 1 箇所

エ EV 機械室ガラリ部用 SUS 換気フード製作 1 台

オ 同上壁面固定及び端部コーキング 1 箇所

1-8
適用範囲

(4) 発生材・残材処分費 1式

現場の施工に際し、次の点に注意すること。

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては、記載の有無にかかわらず工事受注者の責任において全て完備すること。

1-9
疑義

本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い、指示に従うこと。

また、施工中に疑義の生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

1-10
現場の施行

設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

1 クラブ棟劣化箇所改修工事

- (1) 屋上床補修工事は、既存の凸凹しているレンガタイル等は、コンクリートカッター処理し、破損部分を斫り、下地洗浄、清掃し、プライマーを塗布及びワイヤメッシュを敷き込みコンクリートを打設、金鋸で押さえ込み利用者が滑らないように仕上げること。床面の凸凹を修正し、モルタル補修後に塗装して仕上げること。
- (2) 壁面及び排水溝改修工事は、高圧洗浄したのちにクラックの部のカット及びコーキングを充填及び塗装処理を実施すること。また、排水ドレーン改修は、ウレタン塗膜防水を塗布し、ドレーンキャップを交換すること。
- (3) 外装改修工事は、雨樋の劣化箇所を改修する。また、鉄扉及び枠等4箇所をケレン、サンダーで腐食部を落とし、2液エポキシ系錆止め塗装を2回塗りし、2液シリコン仕上塗装を2回塗りすること。
- (4) 発生材、残材は、適正に処分すること。

2 サービス棟劣化箇所修繕工事

- (1) 屋上ウレタン防水補修工事は、屋上床を高圧洗浄し、下地補修及びウレタンコーキングを充填すること。床面、壁面は、微弾性フィラー・シリコン系上塗を施すこと。トップライト部は、変性シリコンシーリングで処理すること。また、屋上の排水ドレーンは鉛ドレーンを使用して改修すること。
- (2) 雨樋・外装補修工事は、鋼製フレーム腐食箇所をケレンし、変性シリコンでコーキングし、錆止め及びシリコン仕上塗装を施すこと。屋外階段裏の腐食箇所は、補修塗装を施すこと。縦樋破損箇所は、補修後塗装を施すこと。1階北面ガラスブロック端部を補修すること、枠等の劣化箇所の補修塗装を施すこと。柱下端部タイル目地を補修すること。
- (3) 発生材、残材は、適正に処分すること。

3 体育館劣化箇所修繕工事

- (1) バルコニー等防水・塗装工事は、高圧洗浄処理し、ウレタン塗膜防水材料を塗布してしあげること。排水ドレーンは鉛ドレーンを使用して2箇所改修すること。1階廊下カーテンボックス及び屋上分電盤の塗装を施すこと。
- (2) 外装修繕工事は、屋上笠木の調整及び端部コーキング処理を施すこと。2回南側ファンルーム扉建付け調整及び気密パッキンを改修すること。タイル目地を高圧洗浄し、2箇所を補修すること。雨樋バンド及び鉄管補修塗装を施すこと。
- (3) 発生材、残材は、適正に処分すること。

4 メイン棟劣化箇所修繕工事

- (1) 屋上ウレタン防水補修工事は、4箇所に下地補修及びウレタンコーキングを充填し、ウレタンプライマーを塗布し、ウレタン塗膜防水材料を塗布し、保護トップコート材を塗布すること。3階トップライトコーキングボルト固定部12面充填すること。改修すること。
- (2) 雨樋・建具補修工事は、階段室北側雨樋及び金具下地処理、錆止め及びシリコン仕上塗装を施すこと。屋上架台腐食箇所の補修塗装をすこと。3階バルコニー出入口端部のコーキング処理、ガエアスブロックの目地コーキング処理を施すこと。
- (3) 外構等補修工事は、犬走石板目地段差を補修すること。北側マンホール端部の段差解消、北側階段補修をすること。エレベーター機械室ガラリ用SUS換気フードを製作し、壁面固定及び端部をコーキングすること。
- (4) 発生材、残材は、適正に処分すること。

- 1 施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応をすること。
- 2 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
- 3 施工中に事故が発生した場合は、直ちに適正な措置を行うとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。
- 4 重要な工作物に接近して施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置、連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
- 5 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
- 6 危険物を使用して施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、許可を得ること。
- 7 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。
また、本工事は施設を運営しながらの工事になるため、施設に支障が

生じないよう十分配慮すること。

1 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備から供給する。

工事は、原則として中間期に実施すること。

但し、中間期以外に空調設備工事をする場合は、仮設の冷暖房装置を各テナント等に設置すること。

2 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。また、必要に応じ、マニフェストを提出すること。

3 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

4 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。

5 その他

(1) 工事期間中は、来館者に支障がないように施工すること。

(2) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。

(3) その他は、監督員と打合せの上、施工すること。